

(別紙様式2)

令和元年度(平成31年度)の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 滋賀県

農業委員会名： 近江八幡市農業委員会

I 農業委員会の状況(平成31年3月31日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	4,160.0	174.0				4,340.0
経営耕地面積	4,181.0	120.0	87.0	3.0	30.0	4,301.0
遊休農地面積	5.7	1.0	1.0	0.0	0.0	6.7
農地台帳面積	4,165.5	246.6	240.3	6.3	0.0	4,412.1

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	1,685
自給的農家数	330
販売農家数	1,355
主業農家数	160
準主業農家数	274
副業的農家数	921

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	1,741
女性	799
40代以下	99

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	250
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	2
農業参入法人	0
集落営農経営	17
特定農業団体	12
集落営農組織	5

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数								
認定農業者	—							
女性	—							
40代以下	—							

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2年 3月 20日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	22	21
認定農業者	—	16
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	1
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	—	—	—

*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成31年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
		4,340.0 ha	3,092.5 ha
課 題	認定農業者等の担い手が地域農業の相当部分を担う農業構造を確立するために、農地中間管理機構の活用と「人・農地プラン」の実質化を推進して、農地利用集積・集約化を積極的に支援する必要がある。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和元年度(平成31年度)の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
3,124.8 ha	3,095.3 ha	— ha	99.1 %

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌「農委だより」や市HPを活用し、農地集積について農業者へ周知 ・認定農業者等の担い手への農地集積が進むよう農地中間管理機構や農地利用集積円滑化団体(JA)との連携を図る。
活動実績	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌「農委だより」や市HPを活用し、農地集積について農業者へ周知・啓発を行いました。また窓口で農地流動化のチラシを配布しました。 ・認定農業者等の担い手への農地集積が進むよう農地中間管理機構や農用地利用集積円滑化団体(JA)と連携を図りました。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	おおむね妥当な目標であった。
活動に対する評価	担い手への農地利用集積・集約化を図り、農地中間管理機構事業、農業経営基盤強化促進事業を推進した。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	平成30年度新規参入者数	平成29年度新規参入者数	平成28年度新規参入者数
	6 経営体	1 経営体	3 経営体
	令和元年度(平成31年度)新規参入者が取得した農地面積	平成30年度新規参入者が取得した農地面積	平成29年度新規参入者が取得した農地面積
	2.5 ha	0.5 ha	2.83 ha
課題	就農後の作目毎等に対する栽培技術や所得等の経営に関する支援体制。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和元年度(平成31年度)の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
2 経営体	1 経営体	50.0 %
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
2 ha	0.5 ha	25 %

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	新規就農に向けた希望者への相談活動の周知と支援活動の充実。
活動実績	新規就農者に就農への営農計画等の聞き取りをおこなった。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	おおむね妥当な目標であった。
活動に対する評価	新規就農を促す活動であった。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成31年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	4,346.7 ha	6.7 ha	0.15 %
課 題	農業者の高齢化と後継者不足により、遊休農地の発生が課題となっています。 これまで実施してきた遊休農地の発生防止の呼びかけや早期発見に努めることが重要であります。併せて速やかに所有者等への指導や耕作可能な農地にあつては担い手への利用集積の推進と耕作困難な農地にあつては導入作物の提案などを併せておこなう必要があります。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和元年度（平成31年度）の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
1.0 ha	1.40 ha	140.0 %

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	農地の利用状況調査	調査方法	21 人	6月～7月
農地の利用意向調査	調査実施時期:9月～10月			
その他の活動				
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		21 人	6月～7月	8月～9月
	農地の利用意向調査	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	11月
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
		調査数: 45 筆	調査数: 0 筆	調査数: 0 筆
	調査面積: 6.7 ha	調査面積: 0 ha	調査面積: 0 ha	
その他の活動				

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	おおむね、妥当な目標であった。
活動に対する評価	農地パトロールにより、遊休農地の早期発見や是正指導を行い、優良農地の確保ができたと考える。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成31年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	4,340.0 ha	4.9 ha
課 題	毎年度、農地所有者へ文書・口頭指導を行っているが、改善されないケースが多い。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和元年度(平成31年度)実績

実 績①	増減(B-①)
5.8 ha	0.9 ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	おおむね、妥当な目標であった。
活動実績	6月～7月に市内全域の農地パトロールを実施し、違反転用に対して是正指導を行い、転用申請を提出してもらい一部適正化へ促すことができた。しかし、新たな違反転用を確認し、総面積が増えた。
活動に対する評価	農地パトロール後に違反転用の是正指導を行い、一部適正化ができたと考える。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数:39件、うち許可39件及び不許可 0 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認により審査を行うとともに、農業委員・事務局職員が申請者に対する聞き取りを実施している。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審査・審議をしている。			
	是正措置	-			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	39	件	
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0	件	
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載のうえホームページで公表している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30 日	処理期間(平均)	18 日
	是正措置	-			

2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数:117件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請時に渡人の意思確認をし、担当農業委員・事務局職員が申請者(代理人含む)立会のもと現地確認をしました。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	毎月の総会において、事務局から法令に基づいて説明し、現地確認報告のあと、農業委員による審議を求めました。			
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載のうえホームページで公表している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30 日	処理期間(平均)	18 日
	是正措置	-			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		42 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		42 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		0 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		0 法人
	提出しなかった理由	—	
	対応方針	—	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0 法人
	対応状況	—	

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 865 件 公表時期 令和2年 3月 情報の提供方法:市ホームページへの公表。 年1～2回発行の農業委員会だよりに掲載。
	是正措置	—
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 705 件 取りまとめ時期 令和2年 3月 情報の提供方法: 市ホームページで総会議事録公開
	是正措置	—
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 4,334 ha
		データ更新: 農地の利用状況調査結果、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、その他の補足調査を踏まえ、随時更新。
	公表:	全国農地ナビシステムを利用
是正措置	—	

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 — 〈対処内容〉 —
農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 — 〈対処内容〉 —

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--	--

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数

1 件

<p>提出先及び提出した意見の概要</p>	<p>● 意見書について</p> <p>1 担い手育成及び支援体制について</p> <p>(1) 集落営農の組織強化を図るため、地域における定年帰農者や女性・若手リーダー等の育成と法人化の推進に努めていただき、さらなる地域の活性化を求めます。</p> <p>(2) 新規就農者等新たな担い手確保に向けて、就業相談などの支援を引き続き行くとともに、農地等のあわせん、営農指導、所得補償など総合的な施策の取り組みに努めて下さい。</p> <p>(3) 認定農業者等の担い手への農地の利用集積を促進・加速させるため、農地流動化情報の収集と提供を行う窓口の充実を図るとともに担い手組織の連携強化の推進に向けた取組に努めて下さい。</p> <p>(4) 国及び県の補助金事業や融資制度が有効に活用されるよう、農業者への啓発・指導に努められるとともに、農機具や施設整備の新設、更新も含め市独自の助成制度の構築を検討して下さい。</p> <p>(5) 農地の利用調整は集落単位で行われることが基本であることから、「人・農地プラン」の更なる推進の取り組みの強化に努めて下さい。</p> <p>(6) 担い手への農地集積に向けて集積円滑化団体や農地中間管理機構などの関係機関・団体と連携した推進体制の構築に努めて下さい。</p> <p>2 遊休農地対策等について</p> <p>(1) 遊休農地対策は、耕作放棄地再生利用対策や世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策など各方面で取り組まれています。引き続き遊休農地の発生防止・解消に向け各々が主体性を持って対応できるよう取り組みを強化して下さい。</p> <p>(2) 遊休農地は、各筆毎に起因する理由が異なることから土地改良区への働きかけや復田に向けた支援の助成等の取り組みを求めます。</p> <p>3 有害鳥獣被害対策について</p> <p>(1) 捕獲のためのハンターの養成・確保や狩猟期間の延長に向けて関係機関・団体に要請されるよう求めます。</p> <p>(2) 柵設置等については、市内全域の実態把握と地域要望に対応できる予算の確保をされるよう求めます。さらに、有害鳥獣被害防止については、獣害に強い集落づくりのため侵入防止柵の設置等への支援に対する市独自の施策の構築を図って下さい。</p> <p>4 地産地消の更なる推進について</p> <p>(1) 市内農産物の販売拡大を図るためにも、引き続き6次産業化の推進を図って下さい。</p> <p>(2) 「産地生産拡大事業」として、市内の農業産出額を増加させる取り組みをさらに推進いただき、今後とも、生産品目や品種の拡大等ブランド化の推進を計画的・積極的に図って下さい。</p> <p>(3) 市内の農業産出額の増加に向けた生産品目や品種の拡大と水郷ブランド農産物の更なる普及推進に努めて下さい。</p> <p>(4) 次世代を担う子供たちに対して、安全・安心な食料を提供すると共に、農業体験学習の機会及び食農教育を引き続き推進して下さい。</p> <p>5 農業生産基盤の整備、維持管理について</p> <p>(1) 農道や排水水路など農業施設の日常管理や維持修繕は、農業者や地域で実施していますが、利用年数及び使用年数の経過等により老朽化しており、緊急を要する場合は、修繕できる制度の構築等継続的な支援を国、県に働きかけて下さい。</p> <p>(2) 農業施設の整備や補修における農業者の負担について軽減対策を図って下さい。</p> <p>6 農業委員会組織の充実について</p> <p>(1) 改正農業委員会制度の施行により農業委員会制度の円滑な定着と適正な執行に取り組めるよう組織の充実に向けた措置を講じて下さい。</p> <p>(2) 改正農業委員会制度により、職員の配置及び養成等の措置を講じ、その事務に従事するために必要な知識及び経験を有する職員の確保等組織の充実に向けた措置を講じて下さい。</p> <p>7 国への要望活動について</p> <p>(1) 各都道府県の再生協議会において米の生産目標を定めているが、全国的に見るとばらつきがある。米の需給バランスが崩れないよう米備安定に対する対策を早期に講じられるよう国、県に働きかけて下さい。</p> <p>(2) TPP(環太平洋連携協定)、EPA(H/EU経済連携協定)、そしてアメリカとの直接交渉に伴う国内対策については、影響が多岐に及ぶことから当面の対策をしっかりと構築した上で、予期せぬ事態への臨機な対応をはじめ、農業者の声を踏まえて長期的な視点に立った制度・施策の展開をしていただきたいと考えます。</p> <p>今後の国際農業交渉にあたっては、世界各国の「多様な農業の共存」が図られる貿易ルールづくりを基本に交渉を進められるよう国に働きかけて下さい。</p> <p>(3) 食料自給率が過去最低(37%)となった。食料自給率低下に伴う施策と併せて、2025年までに食料自給率を45%まで引き上げるとした国の目標を達成できるように、万全の施策を講じるよう国に働きかけて下さい。</p> <p>8 市の独自施策について</p> <p>(1) 昨年の台風21号、今年の台風15号、17号といった近年の自然災害は、全国各地で甚大な被害をもたらしている。こうした被害は、農業経営に多大なる影響を与えることから国、県、農業協同組合、農業共済組合等関係機関と連携により、災害時の情報提供や安全確保に係る危機管理体制の確保に加え、国、県への支援要請及び市独自の基金創設や補助制度等支援措置を講じられたい。また、発電機等物資の供給が速やかに行われるシステムを構築して下さい。</p> <p>(2) 農業者で組織する団体(集落営農連絡協議会、病害虫防除協議会、鳥獣害防止対策協議会、農業者後継者クラブ等)への市独自の支援の充実を図って下さい。</p> <p>(3) 県立農業大学校との連携及び県農業技術振興センターとの共同研究等により新たな担い手の育成や組織づくりへの施策の構築を図って下さい。</p> <p>(4) 地場農産物の生産拡大や流通促進と消費拡大等、消費者と生産者が一緒になった地産地消運動の取り組みとして生産者と消費者がふれあい、又は、交流する場の開催に向けて農業者団体等と更なる連携を図って下さい。</p> <p>(5) 環境こだわり農産物に対する市独自の施策を講じて下さい。</p>
-----------------------	--

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している